

横芝町の人口と世帯

<12月1日現在>

人口 12,808 (+37)

男 6,195 (+19)

女 6,613 (+18)

世帯数 3,139 (+7)

()内は前月比



広報

横芝

第112号

昭和49年1月1日

発行所

山武郡横芝町横芝636番地

横芝町役場

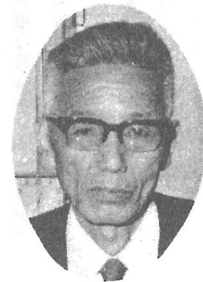
電話 04798-2-1111(代)

郵便番号 289-17

初明り



新年のご挨拶



横芝町長

伊東 巖

横芝町の皆さま、町長の伊東巖でございます。明けましておめでとございます。

皆さまご存知の通り、本年は、日本国民にとって、終戦時の耐乏生活時代に次ぐ一大試練の年となりました。

アラブ産油国が、石油の輸出制限をしたことよって、日本の産業経済は、根底から揺り動かされるに至りました。生産資材、生活物資の不足と、物価の高騰は、公共の建設事業は申すに及ばず、皆さまの台所にまで、大きな暗影を投じて参りました。昨年の夏までは、日本は世界第二の経済大国と誇り、消費は美徳とまで云われてわが世の春をおう歌するかの如き感がありました。が、昨秋の国会では、田中総理をして、節約は美徳と云わせたほどの、急転直下の変わりようとなりました。

こうしたきびしい情勢下の皆さま

まの生活は、定めし不安におのいておられることと思いますが、今こそ、創意と工夫をこらして、賢明な消費生活を営まれ、勇気をもって、この試練に打ち克つて、明るいご家庭を築かれますようご期待申し上げます。

町政の面におきましては、この資材不足と物価高に対処する四十九年度の事業計画と、予算の編成に、目下総力をあげて検討を加えております。福祉横芝、産業横芝教育横芝を町造りのスローガンとしている私は、町議会のご協力の下、景気の好不況に拘わらず、一歩でも半歩でもこの目標に向かって前進すべく、努力を傾注する所存でございます。

何とぞ、町民各位には、本年も亦、倍旧のご鞭撻とご協力を賜りますようお願い申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。

年頭のことば

横芝町議会議長 鈴木 繁



昭和四十九年の年頭にあたり、横芝町議会議長を代表しまして、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

町民のみなさん、明けましておめでとございます。ここに希望にあふれた新春を迎えるにあたり、みなさまがたのご清福とご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

私は一昨年九月招集の町定例会におきまして、因らずも議長のお務めにつき、その重責を痛感し新たな決意をもち、爾来、微力ながら議会の円滑な運営と町政の伸展を期して、誠心誠意懸命な努力を傾注してまいりました。大過なく越年することができました。これらひとえに、町民各位のご支

援とご協力の賜であると、心から感謝の意を表する次第であります。

願ひますれば、昭和三十年に合併以来町執行機関はもとより、町議会においてもその議権の伸張と町民の福祉増進を目的として歩んでまいりました。

近年における当町は、過疎地帯から住宅文化都市へと発展の一面をたどっておりますことは、みなさまの協力と町行政運営のよろしきを得た結果であり、喜びにたえないところであります。

しかしながら、町民生活の安定と福祉増進を図るには、今後幾多の重要問題が山積してまいります。

くに教育行政、土木行政、公害問題、加えて基本的都市計画による街づくり、また最近問題となつて

いる消費者保護対策等に重点をおいた施策を講じなければなりません。これ等の解決を図ることがわれわれに課せられた責務であり、関係機関と相まって最大の効果があるよう努力する覚悟であります。

一九七四年こそは、本町より一層の躍進の年として、町政全般に亘り内容充実し最大の努力を傾注

する所存でありますから、なにとぞ倍旧のご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

終りに、皆様方のご健勝とご多幸をお祈りしまして年頭のごあいさつといたします。

相談所開設の

行政相談は一月二十五日午前十時から午後三時まで中央公民館で行ないます。今回は特に畜産公害についてお受けします。

心配ごと相談は毎週火曜日午後一時から四時まで東町児童館で行ないます。

農業統計調査にご協力ください

農家世帯を対象に行なう農業基本調査が今年も二月一日現在で実施されます。この調査は、農業に関する基本的事項についての総合的な農業統計調査です。この調査は、農業の実態を明らかにするとともに、今後の農業行政に必要な統計資料を整備することを目的として行ないます。またこの調査によって得られた個々の秘密は統計の目的以外に使用されることは絶対にありませんので、正しい申告をさ

れますようご協力をお願いいたします。

○調査の対象

調査期日(二月一日)に町内にいる農家(世帯)および農家以外の農業事業体について行ない

○主な調査事項

- ①世帯員の状態 ②経営耕地 ③農業労働 ④農用機械 ⑤施設園芸 ⑥畜産の飼養状況 ⑦農作物の作付 ⑧農業収入 ⑨農産物の販売額

五年年金は、五分分保険料を納めることによつて受けられる特例的な老令年金です。国民年金制度が発足したときに、すでに高令にある人については長く加入していることが

できないので、任意加入として十年間保険料を納めれば十年年金が受けられることになっていました。

その後、この年金の加入にもれた人達からの強い要望で昭和四十五年に五年年金制度が設けられました。今回の五年年金の再会は前回の五年年金にも加入もれになった人達に、もう一度加入する機会をつくつたものです。

六十才を過ぎていてもつぎの人は特例的に国民年金の五年年金に任意加入することができます。

明治三十九年四月二日から明

五年年金

治四十四年四月一日まで生れの者

一、他の年金制度に加入していない
二、老令年金、通算老令年金がどこからも受けられないこと
加入希望者は、昭和四十九年三月三十一日までに住民課年金係で手続きを済ませてください。

保険料は月額九〇〇円で、昭和四十五年六月分から加入申込みの前月までの分を昭和五十年六月三十日までに払込むとともに、加入申込みの月から昭和五十年五月までの分を納めると、六十五才になった時か、昭和五十年五月かいずれか遅い方のかの翌月から九万六千円の年金(月額八千円)が支給されます。

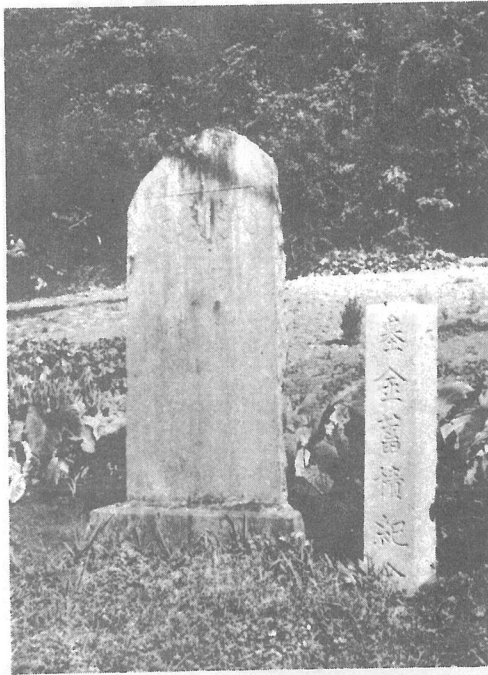
明治三十九年四月二日から明

横芝の碑 (その十五)

基金記念と汎利衆の篆額

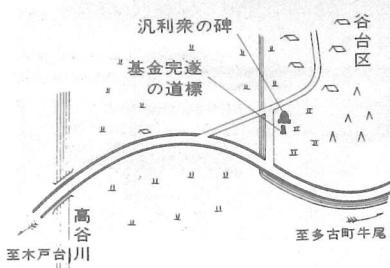
多古街道が木戸台の背中を迂回すると田圃の向うに谷台の丘が見え始め、その下には人家や森が寄り添う様に立ち並んでいます。これが谷台の集落です。奇麗に舗装された街道は、鋼の帯の様な軌跡を画きながら谷台の丘を廻って多古町牛尾に通じています。

谷台の丘が目の前に接つてくると左に入る砂利道があります。これが谷台区への入口です。この入口は二本あって約二十メートル位で一緒になり、その角の道端に二基の碑が建っています。花崗岩の道標と土地改良の竣工記念碑ですが、この標字や篆額が珍しいの



で足を止めて見ました。私が見かけた道標は大いなる参拝記念とか、区または青年団等の奉仕でしたがこの道標は、消防組の人々が望楼か機庫等の設備基金を蓄めていたのが完遂された記念らしく表には基金蓄積記念という文字が刻まれその脇には木戸台、右側には荒井渡し、八日市場方面、左側には牛尾、船越、多古通、裏面には大総村消防組第十一部とそれぞれ刻まれています。建立の年月は刻まれていませんが、消防組第何部という呼称や荒井渡し等という文字にも昔の息吹を感じます。その道標と並んで建っている碑が土地改

良竣工の碑で、篆額には汎利衆と刻まれています。建立は明治四十五年のもので碑文其他によりますと、昔、この辺りは平坦な耕地で一見良田に見えながら、排水状況が悪く、毎年梅雨期になると殆んど田圃は水に没してしまいました。都度高谷川の堰から足踏式の水車で排水作業を行いましたが降りつづく雨の中の人力には限りがあり、稲苗は水中で腐ってしまったり、生育が止ったり枯れたりという年が多かったようです。明治四十四年の二月頃耕地整理の話がもち上り、県会議員や村長さんを勤められたことのある行方哲次さんという方を中心が組合が結成され、県の六城技手や山本技手の指導で、十二月八日起工、翌四十五年の三月に完工、毎年湛水に悩まされた三十町歩の水田は、二毛作さえてできる様になった、ということでした。明治四十四年といえば農方も幼稚であつたろうと思



います。当時まだ小学校の四年か五年生であつたという或古老の方は、こんな話をしてくれました。「牛や馬を使って田畑を耕す、ということとは学校の掛図で見える位のもので、この辺では見かけませんでした。土地改良の道具は県の役人が持って来てくれた測量機の外は鋤、鍬、鎌、万能と言った物で土を運ぶのには馬車が一台来ていましたが、その外は手引きの荷車とモッコという藁で作った籠の様なものを天秤棒で擔いだものですが、それでも「田圃が水を冠らなくなる」というので、皆一生懸命でした。私も小学校の四年生か五年生でしたが、父のかわり鍬を持って手伝いに出かけたことを覚えています。ですから工事が終わった時の皆の喜び様は大変なものでした。あの石に彫り付けてある題字も、県知事さんが汎く大ぜいの人の利益という意味を書いてくれたということだと思います。耕地は平均一反歩に区切られましたが、畦畔の関係で少しは異つたところもありました。」と凡そそういうことでした。写真は、その碑で、右手の角柱が基金蓄積記念の道標で、左手の碑が土地改良竣工記念のもので、篆額には汎利衆、と刻まれ碑文には、

谷台区在於大総村北部小丘之麓而家五十二人口一百七十二東里道及丘北帯之地香取郡東条村南北谷有水田高谷川擁其西南界牛熊木戸台二区西北隔畦畔接二川村而耕地傾斜無水利每年五月際高谷川為堰以湛水用水車導之故徒費人力不勤而沿岸稻田悉沒水中腐爛不產育区民概之也及矣明治四十四年二月在耕地整理之諮詢之於當路則村会先獎勵官亦贊焉共附与資金若干置組合選役員據農技手六城雅信山本憲設計鑿渠通阡陌設閘門築堤塘於是良田三十町灌溉排水莫不如意自今而後可施馬耕以減勞苦為二毛作以增收穫而庶無有水害耕渠延長一千九百七十四閘門閘四節而費資一千四百八十五円昨年十二月八日起工今茲三月三十一日全竣功焉區民之喜可知也及欲勸事由於石以貼後混委員長行方氏需余文与氏有舊誼不可辭聊記梗概云爾。明治四十五年、千葉県知事正五位勲三等、告森良、篆額、千葉県立成東中学校教諭三輪環、撰併書、と刻まれています。多古県道に幻惑されて見失いそうな谷台入口の里道に建っている二基の碑には、それぞれの歴史があり、想い出もあると思います。汎利衆と良田確保に無条件で喜び合った先代が、先々代が、鍬や万能の人力で作らげた耕地の成果を、又粒々辛苦、ようやく蓄積を果した消防設備基金の完遂を、永く後世に伝えようとして建てたであろうその碑を、いま一度改めて見つめるのも無駄でないと思います。

(給食センター小沢所長寄稿)

加入脱退など

国保への届出は十四日以内に

国民健康保険に加入している世帯の世帯主は、被保険者の資格得喪が次のいずれかに該当するときは、必ず十四日以内に被保険者証・印かんを持参のうえ届出をして下さい。

- 一、転入または転出したとき
 - 二、社会保険に入ったとき、やめたとき
 - 三、出生、死亡したとき
 - 四、被保険者の氏名に変更があったとき
 - 五、被保険者が世帯を変更したとき
 - 六、世帯主が住所を変更したとき
- 特に社会保険に加入したときは

○社会保険に加入したら、すみやかに国保に資格喪失の届出をして下さい。

社会保険に加入しても、その被保険者証が未交付のうちに診療をうけるときは、医療機関に医療費の全額を支払い、社会保険事務所に療養費の申請をして下さい。

○社会保険の被保険者証が未交付のとき、又は交付されてからも届出をせずに引続いて国保の被保険者証で診療をうけたときは国保の受給資格がありませんので国保負担分(七割)を返還していただくこととなります。

建設のあゆみ

12月～1月

完成した事業

①道路舗装工事

南川岸地先	879.5m
鳥喰上地先	586.5m
鳥喰下地先	421.5m

②宅地造成工事

大島団地2期工事	
鉄筋コンクリート柵工	677.5m
" U字溝	351.4m

着工及び工事中の事業

①特別県営住宅新築工事	20戸
②大総小学校防音改築工事	1,719.55㎡

老人福祉の先陣ともいえる、横芝町老人ホームが開設して十六年の歳月がたちました。この間、老人福祉に御理解をいただく多くの方々から御寄付をいただきました。

老人ホームに寄付

(栗山長寿会)

この中には、ホームの老人達と同じ世代を過ごして来た栗山の老人クラブからの寄付がありまして、同クラブ長寿会では、廃品回収をして得たお金をホームに寄付しておられました。同クラブは、消費時代の中から出る副産物(廃品)を回収し、何か社会に役立てようと、四十四年頃から毎年つづけています。今年も年末を迎えた去る十二月十一日役場を通じてホームに届けられました。

この他に、南川岸や立会の老人クラブまたは篤志な個人、団体等からも多くの金品が贈られているそうです。皆様の温厚な行爲に対し院長をはじめ職員、老人達一同心からお礼を申し上げます。

石油製品の 斡旋相談

県石油製品斡旋相談所が先月十七日から千葉市長洲町一の二四の二佐藤ビル二階(県石油商業組合

横芝俳壇

横芝句会十二月例会

土屋 栗水	橋三つ等距離にあり冬の川
石川 奇水	野を縫いて光れる川や冬うらら
斉藤ちくろ	豚の産終れば霜に夜の明けぬ
宇都木吐志	大根引く主婦の手拭滑り落つ
安井ゆずる	枯るる中一川曲るとき光り
佐久間実枝子	冬の川素直に野影うつしけり
林 義村	大根は垣根につるす小百姓
木下石果子	千足袋を忘れし垣や今朝の霜
池田 和代	
古谷 紅雲	停年までわずかと思う霜の径
加藤 庄良	霜に出て霜に帰るや人夫われ
三枝 句城	不図浮きし鳩の番いや冬の川
行木須静堂	魚一尾跳ねず師走の川流る
川島 啓明	黄帽子の子ら初霜を踏んで行き
原 ひさし	行商の頭越す荷や今朝の霜
斉藤 千草	宮重は青首掴まれ引かれたり
鈴木かずこ	兄嫁の声高に告ぐ深き霜
行木 薫子	初霜につつじの花芽いじらしく
千大根延掛けして一日暮れ	
一月例会予告	
日時十一月十二日午後一時	
兼題 七草・万画	

内電話(27三五四一)に開設されました。この相談所では、中小企業者をはじめ農林漁業用、病院等の公共性の高い施設や事業者で石油製品の入手ができない方に優先的に斡旋を行います。

この斡旋の方法は、毎月一日から七日までに受付けた斡旋協議会で斡旋数量を決めて、月末までに各申込者に指定の販売業者から購入できます。斡旋数量は一事業

者について灯油(家庭用を除く)軽油、A・B重油は二割、C重油は十割以内です。

また、県でも千葉市中央の新都市ビル一階ロビーに窓口を設けて相談や申込用紙の配布等を行っておりますのでご利用ください。尚、不明な点については役場産業振興課におたずねください。